

新エネルギー機器などの設置費用を補助



太陽光発電などの新エネルギー機器などを購入・設置した方に、表1のとおり補助金を交付します。

機器の設置日により、表2のとおり申請できる期間が異なりますので、注意してください。

◇対象 市内に住所があり、未使用の補助対象機器を新たに購入・設置した方

※個人事業主、法人も対象です。
※市税及び国民健康保険税を滞納している方を除きます。

◇案内・申請書の配布 市役所

環境課計画推進係、東部出張所、あいぽつく、環境コミュニティセンター、武蔵野会館で(市ホームページからダウンロードも可)

◇申請 表2の申請期間中(平日のみ)に必要な書類を持って市役所環境課計画推進係へ

◎注意事項

* 申請は、同一住宅につき1回限りです(複数機器の申請は不可)。

* 以前、同補助金を受けた方は対象となりません。

* 予算を超える応募があった場合は抽選になります。

* 補助対象機器の基準は、要綱(市ホームページに掲載)で確認できます。

* 現地調査を行う場合があります。☆詳しくは、環境課計画推進係へ。



表1

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	2万円に補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じた額(8万円を限度/千円未満切り捨て)
太陽熱高度利用システム	5万円(定額)
太陽熱温水器	2万5000円(定額)
蓄電池	機器費の3分の1以内の額(5万円を限度)
燃料電池(エネファーム)	5万円(定額)
住宅用ガス発電給湯器(エコウィル)	3万円(定額)
直管型LED照明器具改修工事	工事費等の3分の1以内の額(10万円を限度)

表2

	機器設置期間	申請期間
第1期	4月1日～9月30日	9月3日～10月31日
第2期	10月1日～平成31年3月31日 ※2月以降に設置予定の場合、事前に申請できます。	平成31年2月1日～3月15日

市税などの納付は納期内に

行政サービスは、皆さんに納付していただく税金や保険料に支えられています。納期限を過ぎると延滞金が増加されることがありますので、納付は納期内にお願いします。
☆詳しくは、税の納付については納税課、その他は各担当へ。

▼平成30年度市税等納期一覧表

	平成30年								平成31年			担当
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市・都民税		1期		2期		3期			4期			課税課
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期		
軽自動車税	全期											
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		保険係
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		介護福祉課 保険料担当
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		後期高齢者 医療係
納期限	5/31 (木)	7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	12/25 (火)	1/31 (木)	2/28 (木)		

点線で切り取って活用してください



昭島市公式キャラクター アッキー